

公益財団法人登米文化振興財団 文化振興助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人登米文化振興財団（以下「この法人」という。）の定款第4条第5項に基づき、登米市民が主催する芸術文化事業に対して、事業費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 前条の助成の対象は、芸術文化活動等を行っている登米市在住の個人または団体が登米祝祭劇場を会場として主催する事業のうち、次のものとする。

- (1) 活動成果発表の催し
- (2) 外部から出演者等を招いて鑑賞する催し

(審査基準)

第3条 審査は次の審査基準をもとに総合的に判断し、理事長が決定し、通知する。

- (1) 独創性：事業内容に独創的な発想があり、登米市民に新しい文化との出会いをもたらすものと期待されるもの
- (2) 伝播性：事業実施が広く登米市民に伝播し、その成果が市民の生活にとって大きな意義があると認められるもの
- (3) 適時性：事業への助成が、活動する個人あるいは団体の今後の成長・発展と登米市域文化の向上発展に時宜を得ていると認められるもの
- (4) 郷土性：地元の題材を取り上げる等登米市民の誇りとなると認められるもの

(助成の申請及び手続き)

第4条 助成の申請及び手続きは別表1のとおりとする。

(交付)

第5条 助成金の交付は原則として事業終了後とする。ただし、事業内容に大幅な変更または虚偽の申請が認められた場合は、交付決定の取り消しを求めることができる。

(助成事業の取り扱い)

第6条 この法人は、助成金交付の対象となる事業を共催事業として取り扱う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、新元号の公布に伴い第4条の別表1様式第1・3・4・6号の「平成」を削除し、令和元年5月1日から施行する。

〔別表1〕

助成の申請及び手続きについて（第4条関係）

対 象	<p>芸術文化活動等を行っている登米市在住の個人または団体が登米祝祭劇場を会場として主催する事業のうち ①活動成果発表の催し ②外部から出演者等を招いて鑑賞する催しとして行われる事業。</p> <p>〔対象とならない事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 興業その他、主として営利を目的として行われる事業 ・ 宗教的または政治的な普及宣伝活動と認められる事業 ・ 学校等の部活動の単独発表会 ・ 収支予算上、支出を大きく上回る収入が見込まれるもの ・ チャリティーを目的とするもの <p>〔優先度が低い事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去数年内に本件助成を受けている個人または団体が主催する事業 ・ 事業遂行上、本件助成が必要であると認めがたい事業 ・ 主として会員等に限られた範囲を対象にしている事業 ・ 助成を受けようとする事業が、公演以外の活動を主体とするもの ・ 高額の参加者負担を徴収する事業 						
申請の受け付け	<p>下記の受付期間中に所定の申請用紙（様式第1号）と収支予算書（様式第2号）により、登米祝祭劇場窓口で受け付ける。</p> <table border="1" data-bbox="432 835 1390 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 835 911 869">受 け 付 け 期 間</th> <th data-bbox="911 835 1390 869">事 業 実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 869 911 902">① 6月1日～6月30日</td> <td data-bbox="911 869 1390 902">当年10月1日～次年3月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 902 911 943">② 1月5日～1月31日</td> <td data-bbox="911 902 1390 943">当年4月1日～当年9月30日</td> </tr> </tbody> </table>	受 け 付 け 期 間	事 業 実 施 期 間	① 6月1日～6月30日	当年10月1日～次年3月31日	② 1月5日～1月31日	当年4月1日～当年9月30日
受 け 付 け 期 間	事 業 実 施 期 間						
① 6月1日～6月30日	当年10月1日～次年3月31日						
② 1月5日～1月31日	当年4月1日～当年9月30日						
決定通知	<p>・助成額は予算の範囲内で、審査により決定し、通知する。（様式第3号）</p>						
事業の実施	<p>（助成申請に基づいた計画による事業実施）</p>						
事業の報告	<p>下記書類の提出（事業終了後1カ月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書（様式第4号） ・ 収支決算書（様式第5号） ・ 請求書（様式第6号） 						
助成金交付	<p>請求書受理後1カ月以内</p>						